

現代日本の経済政策
下

北田
相田

現代日本の経済政策下

北田芳治／相田利雄編

編者・執筆者紹介

北田 芳治	1925年生	東京経済大学経営学部教授
相田 利雄	1943年生	法政大学社会学部助教授
大林 弘道	1942年生	神奈川大学経済学部助教授
大石 雄爾	1944年生	駒沢大学経済学部助教授
山口 昭男	1949年生	経済研究者
宮脇 孝久	1948年生	(財)政治経済研究所所友
小宮 昌平	1929年生	(財)政治経済研究所常務理事

現代資本主義叢書 15

現代日本の経済政策 下巻

1979年8月13日第1刷発行

¥1900

編者◎ 北田 芳治
相田 利雄

発行者 平 智 享

〒113 東京都文京区本郷2-11-9

発行所 株式会社 大月書店 印刷 三晃印刷
製本 関山製本

電話(営業)813-4651(編集)814-2931 振替 東京3-16381

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めてください。

上巻目次

第一章	戦後日本の経済政策	北田芳治
第二章	経済政策と経済主体	渡辺隆一
第三章	財政政策	大石雄爾
第四章	金融政策——政策金融 を中心として	斉藤寿彦
第五章	対外経済政策——貿易 政策を中心として	北田芳治
第六章	産業政策と地方財政	宮本享久
第七章	地域開発政策	野原 光
第八章	土地・住宅政策	小宮昌平

目次

第一章 戦後日本の産業政策と独禁政策	相田利雄	一
一 はじめに		一
二 戦後再編期の産業政策（一九四五—一九五二年）		五
1 戦前「旧秩序」の解体政策とその後退		五
2 ドッジ・ラインおよび朝鮮戦争と産業合理化政策		九
三 経済「自立」期の産業政策（一九五二—一九六〇年）		一三
1 勧告カルテルの開始と独禁法の適用除外法の制定		一三
2 独禁法の緩和改正（一九五三年）		一五
3 個別産業の育成・強化政策		一八
4 勧告カルテルの強化と独禁法の緩和改正問題（一九五八年）		二〇
四 「開放経済体制」期の産業政策（一九六〇—一九七一年）		二三
1 産業・業種別の貿易自由化政策		二三
2 「特振法」とその流産		二五

3	産業・業種別の資本自由化政策	二九
4	産業構造改善政策と独禁法の「弾力的」運用	三一
5	官民協調の投資調整と大型合併の促進	三三
五	世界経済の不安定期の産業政策（一九七一年以降）	三六
1	内外からの通産政策への批判	三八
2	産構審の「中間答申」と「長期ビジョン」	四〇
3	独禁法の強化改正（一九七三—一九七七年）	四二
4	産業調整政策の登場	四四
六	おわりに	五〇

第二章 中小企業政策……………大林弘道……………五五

一	中小企業政策の意義	五五
二	「高度成長」期以前の中小企業政策	五八
三	「高度成長」と中小企業「近代化」政策	六〇
1	「高度成長」と「二重構造」	六三
2	中小企業「近代化」政策の開始	六六
3	中小企業政策の「体系化」	六七
四	「高度成長」の終焉と中小企業政策の混迷	七〇
1	「知識集約化」政策と中小企業	七二

2 中小企業政策の混迷……………	八〇
3 現段階の中小企業政策の問題と展望……………	八三

第三章 エネルギ―産業政策……………北田芳治……………八九

一 戦後エネルギ―産業政策の概括……………	八九
-----------------------	----

二 第一期（一九五〇年頃まで。戦後復興のかなめとして

石炭の増産に全力が注入された時期）……………	九四
------------------------	----

1 石炭の緊急な増産……………	九四
-----------------	----

2 メジャー主導による石油産業の再編……………	九六
-------------------------	----

三 第二期（一九六〇年頃まで。電力の火主水従の方向が推進され、

九電力体制が確立、石炭合理化が推進された）……………	九八
----------------------------	----

1 電力再編成＝九電力体制の成立……………	九八
-----------------------	----

2 エネルギ―流体化の進行……………	一〇一
--------------------	-----

四 第三期（一九七三年頃まで。エネルギ―革命推進の時期）……………一〇五

1 エネルギ―輸入自由化をめぐる……………	一〇五
-----------------------	-----

2 原子力発電政策……………	一〇九
----------------	-----

3 資源エネルギ―問題の重大化……………	一一一
----------------------	-----

五 第四期（一九七三年以降。エネルギ―危機の時期）……………一二三

1 エネルギ―政策の動揺……………	一二三
-------------------	-----

2	カーター新戦略による打撃……………	一九
3	イラン革命、スリーマイル島事故……………	二三

第四章 石油化学産業政策……………大石雄爾……………二七

一	はじめに……………	二七
二	石油化学工業育成以前（一九四五—一九五四年）……………	二八
三	石油化学工業育成政策の展開（一九五五—一九六四年）……………	三三
1	石油化学工業の創設……………	三三
a	「石油化学工業育成対策（五ヵ年計画）」……………	三三
b	石油化学企業化計画とその処理……………	三六
c	合成ゴムの企業化……………	三九
2	第二期石油化学計画の展開……………	四一
3	業界団体と官民協調方式……………	四三
4	石油化学用ナフサの不足問題……………	四五
四	大型化促進政策（一九六五—一九七〇年）……………	四七
1	石油化学協調懇談会方式……………	四七
2	資本の自由化対策……………	五〇
五	石油化学工業の長期停滞期（一九七一年以降）……………	五一
1	巨大プラントの稼動開始と設備過剰……………	五一

2	公害・災害の増大と立地問題	一五四
3	海外進出と石油化学工業の現段階	一五六

第五章 鉄鋼産業政策……………山口昭男……………一六二

一	占領下の復興生産計画	一六四
---	------------	-----

二	自立化と合理化計画	一六七
---	-----------	-----

1	第一次合理化計画	一六七
---	----------	-----

a	第一次合理化計画の概要	一六七
---	-------------	-----

b	東南アジア鉱山開発	一六九
---	-----------	-----

c	デフレ下の合理化構想	一七〇
---	------------	-----

2	第二次合理化期	一七一
---	---------	-----

三	競争激化と行政指導の役割	一七六
---	--------------	-----

1	太平洋ベルト地帯の確立	一七六
---	-------------	-----

2	政府の手による需要喚起	一七七
---	-------------	-----

3	行政指導の限界と企業合併の必要性	一七八
---	------------------	-----

4	輸出産業への転化の促進	一八二
---	-------------	-----

四	新日鉄成立以後の政策	一八三
---	------------	-----

1	新日鉄成立のねらいと通産省の役割	一八三
---	------------------	-----

2	オイル・ショックと新たな政策的対応	一八八
---	-------------------	-----

第六章 自動車産業政策……………山口昭男……………一七七

一 はじめに……………一七七

二 戦後復興期……………二〇〇

三 戦略産業化期……………二一〇

1 戦略産業化政策の確立……………二二〇

2 「保護育成政策」の推進……………二二五

四 量産体制期……………二二八

1 「特振法」とその流産……………二二八

2 官民協調方式の展開……………二二九

五 業界再編成期……………二二四

1 日産・プリンス合併とそのねらい……………二二四

2 資本自由化対策……………二二六

六 長期不況期の産業政策……………二二八

1 公害・安全対策……………二二八

2 今後の政策方向……………二三三

七 おわりに……………二三五

第七章 電気機械産業政策……………宮脇孝久……………三二九

一	電機産業の特質と産業政策の特徵	二九
1	電機産業の特質	二九
2	電機産業政策の特徵	三三
二	一九六〇年代前半までの電機産業政策	三四
1	「高度成長」期以前の国家市場創出策	三四
2	「機振法」、「電振法」を中心とする政策	三八
3	家電の急成長と電子産業政策	四二
三	一九六〇年代後半の電機産業政策	四六
1	第二次「電振法」と第三次「機振法」をめぐる政策	四六
2	機電一体化の動向と電機産業	四八
3	電子産業の中核としての電算機産業の育成	五一
四	「情報産業化」と一九七〇年代の電機産業政策	五四
1	「機電法」制定をめぐる動向	五四
2	「二重価格」問題と「情報産業化」政策	五六
3	「長期ビジョン」と「減量経営」政策の帰結	五八
4	「機情法」と今後の展望	六〇
第八章	農業政策	六四
一	基本政策としての農業基本法	六四
	小宮昌平	六四

二	基本法成立までの背景……………	二六六
三	貿易自由化、高度経済成長政策の従属物としての農政	
	——農業基本法……………	二七〇
1	農業団体の「農政確立」要望……………	二七〇
2	農業基本法と所得倍增計画、貿易自由化政策との一体性……………	二七四
四	農業基本法農政の諸矛盾……………	二七六
1	農業基本法農政実施にあたっての困難……………	二七六
2	米の「過剰」と農産物輸入による圧迫……………	二七八
3	農民のプロレタリア化、「自立経営」と資本主義的合理主義の矛盾……………	二八三
五	農業基本法農政の歴史的地位……………	二八六
1	農基法農政の結果と米の生産調整政策および農業構造の改善事業……………	二八六
2	農業基本法の歴史的地位……………	二九〇

第一章 戦後日本の産業政策と独禁政策

相田利雄

一 はじめに

戦争と戦災で大きな痛手を受けた日本産業は、戦後三〇年余りを経て着実に国際競争力を強化し、今やその輸出競争力は世界経済の攪乱要因になっている。現在の日本産業の特徴は重化学工業化の高度な達成と高度な寡占体制にある。こうした日本産業の特徴を生み出した一つの要素は政府と独占的大企業の癒着にもとづく産業政策の決定・実施および独禁政策の後退にある。そこで、本章では戦後日本における産業政策の展開過程を独禁政策の変化との関連で説明してみよう。

産業政策を論ずる場合、直ちに問題になるのは産業政策の定義である。その場合、問題は二つある。第一には産業政策の内容であり、第二には産業政策の位置づけである。

産業政策の内容にかんしては産業活動を対象とする政策であることに異論はないとしても、さらにたち

いって検討すると、研究者や政策当局者のあいだに様々な議論があり、一致した見解があるわけではない。本章は日本の産業政策を具体的実態に即して説明することを課題とするので、産業政策の概念にかんする理論的な検討は行なわない(1)。ここでは、具体的分析の手掛りを掴むために高柳暁氏の産業政策の分類と対象(第1—1図)をみてみよう。

本章ではこの分類のうち、主として、①独禁政策、②産業構造政策、③個別産業政策に分析の対象をしばる。環境保全政策や産業基盤政策が産業に与える影響も無視することができない。たとえば環境保全政策は原子力産業の立地に影響を与え、産業基盤政策(道路整備政策)は自動車産業の発展や物流コストの低減に影響を与える。しかし、産業政策のうちで産業を直接の対象とする政策に限定する見地から、これらを分析対象から除外した。

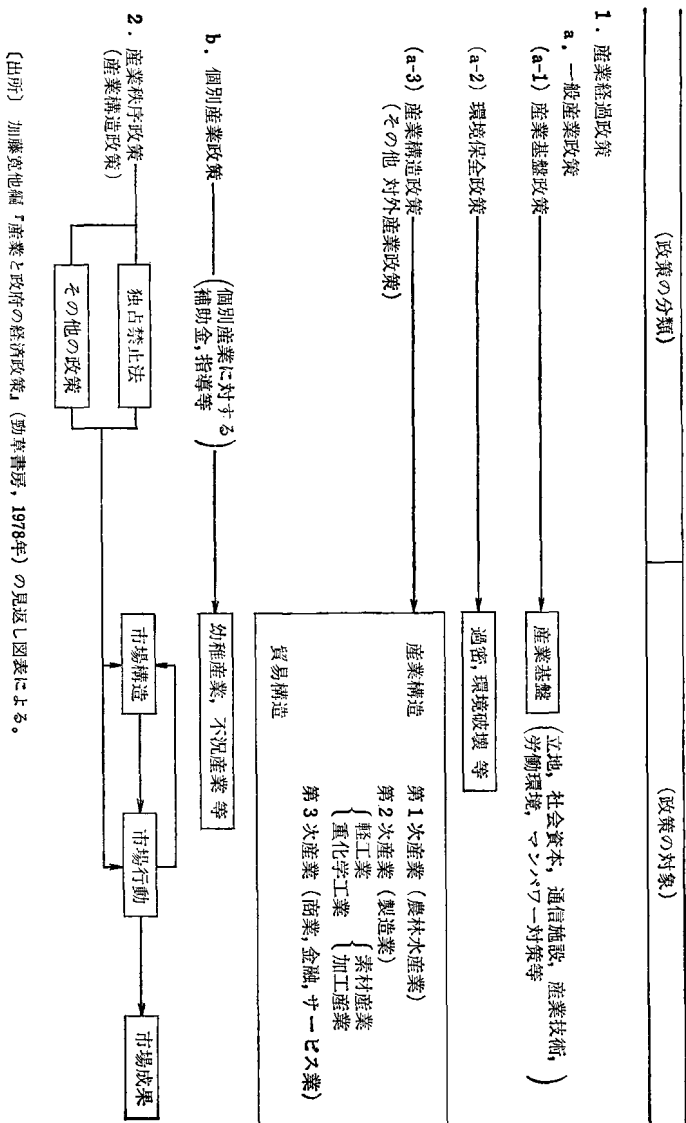
また、産業政策のなかでも工業政策に分析の焦点を合わせる。エネルギー政策、中小企業政策、農業政策はそれぞれ独自の領域を構成するので本書の他の章で論ずる。物流政策、運輸政策、商業・サービス産業政策には言及しない。

次に、産業政策の位置づけについて述べておく。ここでは小桜義明氏の見解をみておく。

『産業政策』なるものがまず日本において先行的に形成され……この日本の『産業政策』が高度成長の中で国際的に注目され部分的に他国に取り上げられるなかで、その用語が一般化し、内容的にも新たな政策領域として意識されてきた……つまり、現代経済政策としての『産業政策』一般は、日本におけるそれとは同一ではないにせよ、かなり共通した部分が多い……。』(2)

『産業政策』とは、一方における国際インフレ、資源危機など資本主義の体制的危機の深化、他方における生産と資本の国際的集中・集積によって規定された『相互依存の国際経済関係』のもとで、各国

第 1 - 1 図 産業政策の分類と対象



政府が国際的制約条件を強く意識しながらすすめる国内産業に対する総合的政策体系である……それは資本主義の国際化が高度に進展した段階における政策であり、その政策主体たる各国政府は、国際的な経済・軍事機構、多国籍企業の発展などによる国家間の支配・従属構造の中で何らかの形で組み込まれている。」(3)

筆者も、現代の国家独占資本主義の下では、どの国においても産業政策は財政金融政策や対外経済政策とならんで経済政策のなかで重要な位置を占めていると評価する(4)。ただ、資本主義の下では産業活動は基本的には資本間の無政府的な独占と競争に委ねられており、したがって、政府の産業政策は、小桜氏の指摘とは違って「総合的政策体系」ではありえない。また、政策主体たる政府は産業政策の推進にあたって国内における資本の蓄積を基礎にした経済過程を考慮せざるをえない。こうした点をふまえると小桜氏の産業政策の位置づけは次のように言いえることができる。

産業政策は、現代の国家独占資本主義の経済政策のなかで一領域を形成し、相互依存の国際経済のなかで各国政府が国際的な競争と資本移動および国内における資本の蓄積を基礎にした経済過程とを考慮しつつ、産業活動を規制し、誘導する政策である。

最後に産業政策を論ずる視角について述べておく。政策を論ずる場合、①政策(法)の背景と決定過程、②政策(法)の内容、③政策(法)の運用・実施過程、④政策(法)の効果(思わざる効果も含む)、について説明する必要がある。本章でもこの視角を念頭におく。その際、産業政策と独禁政策の関係を説明するという課題からして、政策の決定過程や運用・実施過程における財界・業界、通産省、公取委等の諸主張とその調整過程の解明に力点がおかれる。

政府は独占的大企業と癒着し、その利害に合致すると判断する産業政策・独禁政策を提言し、実施する。

ところが、政策を決定し、運用・実施する際に考慮すべき「国際的な競争と資本移動及び国内における資本の蓄積を基礎にした経済過程」は絶えず変化している。このため、政府と独占的大企業とのあいだ、政府の諸省庁のあいだ、独占的大企業同士のあいだで、その点にかんする評価は絶えず異なる。そこで、彼らのあいだで、採用すべき産業政策の目標や手段に食い違いが生ずる。こうした場合には複雑な調整過程を経て、産業政策・独禁政策が決定され、運用・実施される。したがって、彼らのあいだにおける調整過程の解明が産業政策・独禁政策を分析する場合の枢要点となるのである。

二 戦後再編期の産業政策（一九四五—一九五二年）

1 戦前「旧秩序」の解体政策とその後退

GHQは戦前日本資本主義の侵略的性格を除去するとして、戦前「旧秩序」の解体政策を実施した。そのうち、産業政策に関連するものは財閥解体政策と原始独禁法の制定である。

財閥解体政策⁽⁵⁾は、持株会社の解体と持株支配の解体、二大商社の企業分割、財閥家族の企業支配の排除、財閥の商号、商標の使用禁止、株式の分散化、であった。一九四六—四七年に八三社の持株会社が解体・整理された。また、三井物産は約二〇〇社、三菱商事は一三九社に分割された。財閥家族の所有資産は持株整理委員会に譲渡され、特定指定者の会社役員への就任が制限された。四八年九月に、三大財閥傘下企業七一一社は財閥の商号、商標を五年七月以降七年間使用を禁止された⁽⁶⁾。持株会社整理委員会が株式会社や財閥家族から譲り受けた株式等は、従業員をはじめ大衆に分散された。